別表十四（六）　特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・	法人名	

当期中の対象期間	1	・　・	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 ((11)－((16)又は(21)))又は((別表十四(六)付表二「6」)－(21))	6	円	
特定適格組織再編成等の区分	2		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 ((14)－((23)、(28)、(30)、(33)又は(36)))又は((別表十四(六)付表二「11」)－(28))	7		
特定適格組織再編成等の日	3	・　・				
特定適格組織再編成等に係る被合併法人等の名称	4					
支配関係発生日	5	・　・	特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (6)＋(7)	8		

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算

(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による損失の額	9	円	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による損失の額	12	円
(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による利益の額	10		(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による利益の額	13	
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9)－(10)	11		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (12)－(13)	14	

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算

	特定引継資産			特定保有資産		
時価純資産超過額がある場合	時価純資産超過額 (被合併法人等の別表十四(六)付表一「6」－「7」)	15	円	時価純資産超過額 (当該法人の別表十四(六)付表一「6」－「7」)	22	円
	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額 (11)	16		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額 (14)	23	
簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額 (被合併法人等の別表十四(六)付表一「7」－「6」)	17		簿価純資産超過額 (当該法人の別表十四(六)付表一「7」－「6」)	24	
	引継対象未処理欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 (被合併法人等の別表七(一)付表三「10の計」)	18		控除未済欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 (当該法人の別表七(一)付表三「10の計」)	25	
	前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (前期以前の対象期間の(6))	19		前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (前期以前の対象期間の(7))	26	
	特定資産譲渡等損失限度額 (17)－(18)－(19)	20		特定資産譲渡等損失限度額 (24)－(25)－(26)	27	
	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額 ((11)又は(別表十四(六)付表二「6」))－(20) (マイナスの場合は０)	21		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額 ((14)又は(別表十四(六)付表二「11」))－(27) (マイナスの場合は０)	28	

事業を移転しない特定適格組織再編成等が行われた場合の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算

移転簿価資産超過額がある場合	移転簿価資産超過額 (当該法人の別表十四(六)付表一「7」－「6」)	29	円	移転時価資産超過額がある場合	(31)≦(32)の場合	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額 (14)	33	円
	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額 (14)	30			(31)＞(32)の場合	前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (前期以前の対象期間の(7))	34	
移転時価資産超過額がある場合	移転時価資産超過額 (当該法人の別表十四(六)付表一「6」－「7」)	31				特定資産譲渡等損失限度額 (31)－(32)－(34)	35	
	特例切捨欠損金額 (別表七(一)付表四「10の計」＋「12」)	32				特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額からの控除額 (14)－(35) (マイナスの場合は０)	36	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表十四(六)の表を次のように改める。